

賢く省エネ 太陽光発電システム設置補助

国が定める「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」を受ける人に対して、町が上乗せ補助するものです。

●対象者

(全ての条件を満たす人)

- ①自ら居住する町内の住宅に発電システムを設置した人または発電システム付き住宅を購入した人
- ②平成22年4月26日以降に国の発電システム設置補助金の申し込みを行い、交付を受けている人
- ③町税、介護保険料や後期高齢者医療保険料を滞納していない人

●補助金額

最大出力1kW当たり
4万8千円(上限4kW
19万2千円)

●申請期限

25年3月29日(金)

※予算の範囲内で先着順

●申請手続き

まずは国へ申請手続きをしてください。その後、補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎町民課生活環境係

☎985-4117

賢くごみ減量② せんでい枝は燃やさず、堆肥化しましょう

せんでい枝は、▽庭木や生垣▽生け花や鉢植えの植物▽庭で集めた枯れ葉や落ち葉、草引きをした雑草などをいいます。

有限会社あくぐりでは、町の委託を受けて、せんでい枝を堆肥化しています。

家庭からの持ち込みや事業所の受け入れもできますので、ぜひご利用ください。

●受け入れできるせんでい枝

サイズは、直径10センチ×長さ100センチ以内です。規格外の場合は、事前に電話でご確認ください。
※枝打ち処理済みでお願い致します。
※雑草、枯れ葉や落ち葉は、土をよく払い落としてください。

●受け入れできないもの

製品として一度加工されたもの(かまぼこ板、分解した木製家具、木切れ)、豆類のさや、タケノコの皮、調理くず、イモ類のつる、果物の皮は可燃ごみ(指定袋に入らないものは粗大ごみ)です。

●受け入れ期間

月曜日～金曜日
9時～16時30分

※祝日、年末年始は除く。

●利用料金

家庭系 20円 / 10キロ
事業系 126円 / 10キロ

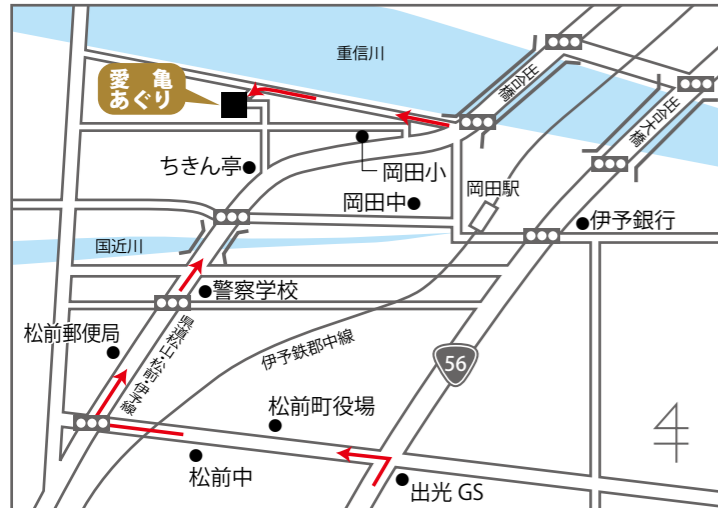
●注意

枯葉、草などを入れたビニール袋、混入ゴミ、せん定枝を縛ったひもなどは選別後持ち帰ってください。

☎(有)あくぐり

松前町北川原79-1
☎984-3617

◆アクセス



◆あくぐり施設内では...

重機、車両が頻繁に出入りしていますので、十分注意して通行してください。

施設入口の受付で計量を行った後、あくぐり事務所へ持ち込み、あくぐり事務所の係員の指示に従って荷下ろししてください。

省エネキャンペーン 2012 夏

- 対象 ①節電コース ②ガスの節約コース
7・8・9月分のそれぞれの検針票のうち、前年同月より使用量が節減できたもの
- 応募資格 ①町内在住の人
②家庭用の電気・ガスを使用している人
*転入・転居などで前年の実績がない場合は対象外
*ガスの検針票で前年同月使用量の記載がない場合は、前年同月の検針票を添付
- 応募方法 検針票の裏(コピー可)に、郵便番号、住所、電話番号を書いて、直接持参するか郵送してください。
*省エネにどのように取り組んだか、差し支えなければ事例も書いてください。
*検針票は返却しません。
*取得した個人情報は、抽選、当選発表だけに使用します。
- 締め切り 10月15日(月) 当日消印有効

- 抽選 10月下旬 *応募は各コース3口まで、当選は1人1回
- 賞品 1等 5,000円の商品券1本
2等 3,000円の商品券5本
3等 1,000円の商品券90本
- 結果発表 当選者には、検針票の名義人宛に郵送でお知らせします。
- 応募先 〒791-3192 松前町大字筒井631
松前町役場町民課生活環境係 ☎985-4117

省エネキャンペーン2011冬 応募結果

節電コースには167件、ガスの節約コースには36件の応募がありました。応募者の使用量の削減は電気13,341kW、ガス87.3㎡でした。二酸化炭素量に変換すると、計5,725kgの削減効果。これは409本の杉の木が1年間に吸収できる二酸化炭素と同じぐらいの量です。

賢くごみ減量① 生ごみ処理容器購入費補助

生ごみ処理容器を設置する人に対し、補助金を交付します。購入証明書が必要ですので、購入前に問い合わせるか、窓口にお越しください。

■補助金交付に必要なもの 印鑑(シャチハタ不可)、納税証明書、65歳以上の場合は介護保険料納付証明書

電気式生ごみ処理機

生ごみを電気の熱と微生物(バクテリア)によって分解して、堆肥化・減量化します。

補助費 購入費の1/2(限度額20,000円)



生ごみ処理バケツ・コンポスト

(生ごみ処理バケツ) 室内で使用します。ボカシ(発酵促進剤)の働きで分解し、堆肥化します。

(コンポスト) 屋外で5~10センチくらい地中に埋めて使います。地中の微生物の働きで分解し、堆肥化します。

補助費 購入費の1/2(限度額3,600円)

☎町民課ごみ対策係 ☎985-4117



郷土を美しくする清掃

7月7日(土)

9時~(雨天中止)

塩屋海岸
北黒田・新立海岸 など



本年度も町内の海岸、公園、道路などにあるごみ、空き缶、雑草などを取り除く「郷土を美しくする清掃」を実施します。

昭和45年から続いている清掃活動に合わせて、皆さんの近所や事業所の周りを清掃し、私たちの町を私たちの手で美しくしましょう。

不法投棄や野外焼却を 発見したら通報を

県は、不法投棄などの早期発見・被害拡大防止を図るため、通話料無料の専用電話を設置しています。産業廃棄物の不法投棄(不審車輛の発見を含む)や野外焼却などを発見した場合は、情報をお寄せください。

県循環型社会推進課

☎0120-149-530 (イヨノクニ・ゴミゼロ)

開設時間 8時30分~17時(平日)

☎県民環境部環境局循環型社会推進課

☎912-2355